

平成 15 年 8 月 1 日

各 位

住友信託銀行株式会社
取締役社長 高橋 温

早期健全化法に係る業務改善命令について

住友信託銀行株式会社(社長:高橋 温)は、本日、金融庁より、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第 20 条第 2 項及び銀行法第 26 条第 1 項の規定に基づく処分(業務改善命令)を受けました。

今回の命令の内容、処分の理由は下記の通りとなっておりますが、弊社といたしましては、処分を厳粛に受け止め、経営の健全化に積極的に取り組んできた従来からの姿勢を今後も継続しつつ、更なる収益向上に向けた諸施策を一層推進してまいります。

記

1. 命令の内容

- (1) 抜本的な収益改善のための方策を織り込んだ業務改善計画を平成 15 年 8 月 29 日(金)までに提出すること。
- (2) 業務改善計画を着実に実施すること。
- (3) 上記業務改善計画提出後、同計画の履行が確保されていると認められるまでの間、四半期ごとの実施状況を 2 ヶ月以内に報告すること。

2. 処分の理由

経営健全化計画に係る平成 15 年 3 月期の収益目標と実績との乖離が相当程度にとどまらず大幅なものであり、かつ、積極的な不良債権処理を考慮してもなお大幅に乖離しているなど、早期健全化法第 20 条第 2 項に定めるところにより、経営健全化計画の履行を確保するための措置を講ずる必要があると認められること。

3. 今後の方針

弊社は、今回の処分を厳粛に受け止め、お客様・株主の皆様のご負託にお応えするべく、更なる収益向上に向けた活動を強化してまいります。

既に、平成 15 年 3 月期の赤字決算を踏まえた業務改善に全社一丸となって着手しており、収益の下振れリスクを抑えつつ最終利益を増加させ、経営健全化計画を着実に履行する所存です。

《参考》経営健全化に向けた当社のこれまでの取組実績について

弊社は、従来から経営改革・経営の効率化に積極的に取り組んでおり、お客様・マーケットからのニーズにお応えするための戦略的な投資を実施する一方で、人員構成の再構築、本部・拠点ビルスペースの効率運営などにより、経営健全化計画を上回るペースで経費削減を実施してまいりました。

また、収益の安定化、財務基盤の健全化のため、不良債権処理と保有株式削減にも逸早く取り組み、平成 15 年 3 月期において、政策目標である不良債権比率や法令上求められる株式保有制限の水準を、期限に先駆けて達成するとともに、公的資金の一部を返済しております。

以 上

< 本件に関するお問い合わせ先 広報室 03-3286-8146 >